

(陳受28第5号)

公序良俗に反し古きよき下町の景観を損ねるオブジェの撤去等を求める意見書提出に関する陳情

受理年月日

平成28年1月27日

陳情者

埼玉県北葛飾郡杉戸町倉松1-7-27
小畑 孝平

陳情の要旨

かねてより、墨田区役所庁舎及び隅田川の傍らにある企業のビルの屋上に、フラムドール(黄金の炎)なる巨大なオブジェが設置され、これが景観法及び墨田区景観条例に抵触するものと思料される。

その名のおり、当該オブジェはあくまで火炎類を意図したものであるが、甚だ奇抜で先進的過ぎるフランセなアヴァンギャルドの一種であり、極めてシュールなゆえに、当該意図と実際の様態との乖離が激しい。

当該様態は排せつ物(大便)にしか見えず、公序良俗に反し、古きよき下町東京都墨田区の景観を著しく不当に損ねるとともに、その位置及び大きさから墨田区役所庁舎を隠し、そこへ行きがたくしている。

また、当該オブジェは、しばしば、「黄金のウンコ」、「ウンコの中のウンコ」、「偉大なるウンコビル」、「愛すべくウンコビル」、「ゴールドenskカトロジー・ザ・グレート」などとやゆされており、あげくの果てに、墨田区役所付近も「ウンコ地帯」と呼称され、全国的に有名になっており、墨田区の名誉を勘案しても、これは決して看過できない。

よって、当該オブジェを撤去するように働きかけ、墨田区の景観及び名誉の回復並びに子どもたちの明るい未来への展望を築かねばならない。

本件の解決は、景観に係る全国への警笛にもなり、東京都墨田区に限らず、全国各地の古きよき下町を初めとする景観の整備及び拡充並びに日本人の美意識及び良識の発展へ大いに寄与することと思料される。

以上の趣旨から、東京都墨田区に対し、下記事項を働きかける意見書を提出されたい。

記

- 1 墨田区役所庁舎付近に建ち、当該庁舎を隠し、行きがたくしており、公序良俗に反し、古きよき下町、東京都墨田区の景観を著しく不当に損ね、景観法及び墨田区景観条例に抵触するオブジェであるフラムドール(ビール会社ビル屋上に設置)を撤去させること。
- 2 景観法及び墨田区景観条例を初めとする、まちの景観の保持または向上に係る法令もしくは例規の遵守に係る啓発等の、より一層の強化をすること。